

第2章 事後調査計画等

2.1 事後調査について

新環境クリーンセンターの整備に際しては、
環境との調査、地域との融和、富士山との融合を目指した
「安全と安心を約束する資源循環パーク」
を基本理念としている。

また、この基本理念を踏まえ、「安全、安定、安心を約束する施設」、「もったいないを育む施設」、「地域に融和する施設」を施設整備に係る基本方針とし、環境への負荷の低減に向けた取り組みを図るとともに、予測・評価の条件及びその結果の確認などのために、事後調査を実施した。

2.2 事後調査の目的と実施理由

事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）を表 2.2-1 に示す。

事後調査項目については、本事業が性能発注方式に基づき実施設計が行われること等により、環境影響評価書時点で予測条件等に不確実性を伴っていた項目や、環境の保全のための措置を講じることを前提として予測・評価を行い、当該措置の実施状況の確認が必要な項目を基本として選定した。

なお、以下の項目については、予測の不確実性及び環境の保全のための措置の実施状況によらず、調査項目を追加することとした。

- ・発生源調査：予測・評価の再検討

廃棄物運搬車両・騒音・振動について、車両の走行経路を考慮し、環境影響評価書時点から予測・評価対象地点を 1 地点追加した。当該地域では予測・評価の再検討を実施するとともに、発生源調査として現地調査を実施した。

- ・環境調査：植物（エビネモニタリング調査）

工事の実施時における事後調査の対象項目であり、調査の結果は工事の実施時における事後調査報告書において報告を行ったが、移植株の減少傾向が見られたことから、施設の供用時においても生育状況を確認することが必要と考えられたため、工事の実施時に引き続き事後調査を実施した。

- ・環境監視：大気質（ばい煙調査・煙突からの排出ガス（環境大気質））

事後調査におけるばい煙調査及び環境大気質調査で対象としなかった重金属類及び有害大気汚染物質について、施設からの排出の状況及び施設の稼働に伴う影響の把握を行うため、現地調査を実施した。

表 2.2-1(1) 事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

| 項目 | 細項目 | 事後調査の目的 | | | 実施理由 |
|-----------|-------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|--|
| | | 予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1 | 環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2 | その他 | |
| 発生源調査 | | | | | |
| | 施設計画確認調査 | ○ | — | — | 環境影響評価時に想定した施設計画と竣工した施設内容、環境保全計画（環境の保全のための措置の内容）を確認し、必要に応じ、各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、施設計画確認に関する調査を実施した。 |
| 発生源強度確認調査 | ばい煙調査 | ○ | ○ | — | 環境影響評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。また、自主規制値の遵守、適切な運転管理の実施を前提としていた。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、排出ガス諸元等に不確実性が伴っていた。したがって、自主規制値の遵守、運転管理状況の把握、並びに排出ガス諸元等の確認を目的として、ばい煙調査を行った。 |
| | 施設稼働騒音、低周波音 | ○ | ○ | — | 環境影響評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測した結果、施設稼働騒音では環境保全目標を上回る場合がみられた。原因は暗騒音の寄与が大きかったことによる。また、環境の保全のための措置として、壁面の吸音処理や低騒音型機器の設置等により影響の低減を図ることとしていた。一方、低周波音では適切な騒音・振動防止対策の実施・徹底を図ることから影響は低減されるものと考えられた。 それぞれの予測は、プラント実施設計を立案する前段で行っているため、施設全体配置、設置機器、機器配置等に不確実性が伴っていた。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて、施設稼働騒音・低周波音に関する事後調査を実施した。 |
| | 施設稼働振動 | ○ | — | — | 環境影響評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、施設全体配置、設置機器、機器配置等に不確実性が伴っていた。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて、施設稼働振動に関する事後調査を実施した。 |
| | 施設からの悪臭 | ○ | ○ | — | 環境影響評価書では、施設から漏洩する悪臭の影響について予測した結果、環境の保全のための措置の実施により、影響は回避・低減されると評価した。また、煙突からの排出ガスによる影響について予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、施設配置や環境の保全のための措置の内容等に不確実性が伴っていた。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて、悪臭に関する事後調査を実施した。 |
| 予測・評価の再検討 | | — | — | 施設計画の変更の有無及び変更に伴う予測評価の再検討 | 環境影響評価書において予測条件とした施設計画と竣工した施設を比較検討するとともに、変更に至った経緯を把握し、予測・評価の再検討を行う必要がある項目（廃棄物運搬車両排出ガス・騒音・振動）について、条件の変更に伴う予測評価を行うものとした。 |

注 1) 環境影響評価時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらにより、予測結果が変化し得る可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握したものである。

注 2) 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討したものである。

表 2.2-1(2) 事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

| 項目 | 細項目 | 事後調査の目的 | | | 実施理由 |
|------|--|--|---|-----|---|
| | | 予測の不 確実性に 伴う予測 結果の変 化の程度 注1 | 環境の保 全のため の措置の 実施状況 の確認 注2 | その他 | |
| 環境調査 | | | | | |
| 大気質 | 廃棄物 運搬車両 排出ガス | ○ | — | — | 環境影響評価書では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、詳細な施設運営計画を立案する前段で検討しているため、廃棄物運搬状況により交通量等の不確実性が伴っていた。したがって、廃棄物運搬車両排出ガスに関する事後調査を実施した。 |
| | 煙突からの 排出ガス (環境大気 質) | ○ | ○ | — | 環境影響評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。また、自主規制値の遵守、適切な運転管理の実施を前提としていた。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、排出ガス諸元等に不確実性が伴っていた。したがって、周辺環境への影響を把握するために環境大気質調査に関する事後調査を実施した。 |
| 騒音 | 廃棄物 運搬車両 騒音 | ○ | — | — | 環境影響評価書では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した結果、現況を著しく悪化させるものではなかった。ただし、詳細な施設運営計画を立案する前段で検討しているため、廃棄物運搬状況により交通量等の不確実性が伴っていた。したがって、廃棄物運搬車両騒音に関する事後調査を実施した。 |
| 振動 | 廃棄物 運搬車両 振動 | ○ | — | — | 環境影響評価書では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、詳細な施設運営計画を立案する前段で検討しているため、廃棄物運搬状況により交通量等の不確実性が伴っていた。したがって、廃棄物運搬車両振動に関する事後調査を実施した。 |
| 動物 | モリアオガ エル・ニホ ントカゲモ ニタリング 調査 | — | ○ | — | 環境影響評価書では、モリアオガエルの産卵地が消失する可能性があるため、環境の保全のための措置の実施（水場の創出）により影響は低減されると評価した。ニホントカゲについても生息地が改変されるため、環境の保全のための措置（隙間環境の創出）により影響は低減されると評価した。したがって、環境の保全のための措置の実施が適切に実施されていること、措置の効果を確認するためモニタリング調査を実施した。 |

注 1) 環境影響評価時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握したものである。

注 2) 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討したものである。

表 2.2-1(3) 事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

| 項目 | 細項目 | 事後調査の目的 | | | 実施理由 |
|----|---------------|----------------------------|---------------------------|--------------------|--|
| | | 予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1 | 環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2 | その他 | |
| 植物 | エビネモニタリング調査 | — | — | 工事の実施時における調査項目の再調査 | 【事後調査計画書からの追加項目】 環境影響評価書では、エビネの生育するコナラ群落が改変されるため、環境の保全のための措置の実施（移植）により環境保全目標は達成されると評価した。したがって、環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある、工事の実施時において、エビネに関する事後調査を実施した。 当該事後調査の結果は工事の実施時における事後調査報告書において報告を行ったが、工事中のモニタリングの結果、移植株の減少傾向が見られた。このため、供用後においても生育状況の確認を行うため、事後調査を実施した。 |
| | 植栽樹種（活着率確認） | — | ○ | — | 環境影響評価書では、事業地周辺に生息する猛禽類、特にオオタカの餌資源としての鳥類群集の保全のために、緩衝緑地には、鳥類の生息環境を創出することとし、樹林性鳥類の休息地や餌場としての質を向上させるため、植栽樹種には鳥類の餌となるような果実をつける樹種を取り入れるとともに、低木・中木・高木を交えた多様な構造を持たせることとした。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかを確認するため、植栽樹種の活着率について事後調査を実施した。 |
| | 気温（霜害） | ○ | — | — | 環境影響評価書に示すとおり、気温追加調査の結果、新東名高速道路側道沿の最低気温は、事業地北西側、一色7組（山ノ川広場）に比べ低くなる傾向がみられ、新東名高速道路の盛土による影響と考えられた。また、局地風に係る予測の結果、北から吹いた風は新東名高速道路の盛土の直前で盛土を超える風と反転しようとする風に分かれ、地表面に近い高さでの風速はゼロに近いため冷気が滞り、最低気温が他の地点に比べ低くなっているものとみられた。ただし、局地風の予測はプラント実施設計を立案する前段で検討しているため、建物高さによる不確実性が伴っていた。したがって、気温追加調査と同内容の事後調査を実施した。 |
| 景観 | 主要な眺望景観の変化の程度 | ○ | ○ | — | 環境影響評価書では、近景において周囲の農耕地景観の中に人工的な要素として新環境クリーンセンターが出現するが、敷地外周部での植栽、壁面や屋上の緑化や色彩の工夫など様々な方法を検討することにより、施設の存在による景観への影響は低減されるとした。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、建築物規模や形状等に不確実性が伴っていた。したがって、対策が確実に実施されているか、並びに不確実性を伴う内容の確認を目的として、主要な眺望景観の変化の程度に関する事後調査を実施した。 |

注 1) 環境影響評価時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握したものである。

注 2) 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討したものである。

表 2.2-1(4) 事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

| 項目 | 細項目 | 事後調査の目的 | | | 実施理由 |
|------|------------------|----------------------------|---------------------------|--------------|---|
| | | 予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1 | 環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2 | その他 | |
| 地球環境 | 温室効果ガスの発生量 | ○ | — | — | 環境影響評価書では、工事実施段階における建設機械の稼働、資材等の運搬に伴う温室効果ガスの排出、また、廃棄物運搬車両の走行距離の延長による排出量増加が見込まれるが、新環境クリーンセンターの稼働に伴い、旧環境クリーンセンターと比較して相当量の温室効果ガスの削減につながり、稼働後約5年で旧環境クリーンセンター稼働時の総排出量を下回り、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献できると考えられた。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、プラント性能等に不確実性が伴っていた。したがって、温室効果ガスの発生量に関する事後調査を行った。 |
| 地域交通 | 交通量 | ○ | ○ | — | 環境影響評価書では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した結果、片倉公会堂北側交差点において環境保全目標（交差点需要率 ^{注3} ）を上回る場合が見られた。ただし、廃棄物運搬車両による寄与は小さく、現況の地域交通を著しく悪化させるものではないと考えられ、廃棄物運搬車両の搬入時間、搬入ルート分散化に努めることにより影響を低減することとした。ただし、予測は詳細な施設運営計画を立案する前段で行っているため、廃棄物運搬状況により交通量等の不確実性が伴っていた。したがって、対策が確実に実施されているか、並びに不確実性を伴う内容の確認を目的として、交通量に関する事後調査を実施した。 |
| 環境監視 | | | | | |
| 大気質 | ばい煙調査 | — | — | 施設からの排出状況の確認 | 事後調査におけるばい煙調査で対象としなかった項目（重金属類）について、新環境クリーンセンターの煙突において調査を実施することにより、施設からの排出の状況を確認した。 |
| | 煙突からの排出ガス（環境大気質） | — | — | 施設稼働に伴う影響の確認 | 事後調査における環境大気質調査で対象としなかった項目（重金属類及び有害大気汚染物質）について、新環境クリーンセンターの周辺において調査を実施することにより、施設稼働に伴う影響を確認した。 |

注 1) 環境影響評価時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握したものである。

注 2) 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討したものである。

注 3) 環境影響評価書では「交差点飽和度」と記載されていたが、近年では「交差点需要率」との表現を用いることが主流であることから、本報告書においては「交差点需要率」と示すこととした。